契約条項 P-6216_210118

マスターイメージ作成支援サービス(富士ソフト らくらくアップグレード対応)

1. 甲は、「マスターイメージ作成支援サービス(富士ソフト らくらくアップグレード対応)」(以下本サービスという)を、以下の条項にもとづき乙に依頼するものとします。

2. 乙は、本サービスに必要な事項に関し、乙所定のヒアリングシートにもとづき、甲にヒアリングを行うものとします。

3. 乙は、前項のヒアリングおよび甲が保有する富士ソフト社提供のユーザーガイドにもとづき、マスターPC (甲が別途指定するものとし、以下マスターPC という) 作成のための作業を、次のとおり実施します。
   (1) HDD のフォーマット
   (2) OS のインストール
   (3) 甲が指定した次のソフトウェアのインストール
      ① Maicrosoft Office
      ② DocuWorks および DocuWorks オプションソフトウェア
      ③ Adobe Reader
      ④ プリンタードライバー (作成するプリンターは 10 台まで)
      ⑤ スキャナーユーティリティ
   (4) Windows Update の実施

4. 甲による前項の作業の確認後、乙は、甲が保有する富士ソフト社提供の記録媒体に格納された情報収集ツールを実行して、マスターPC に実施した作業内容 (マスターPC のシステムイメージ、環境情報を含み、富士ソフト社が別途定めた内容をいう) を、当該記憶媒体に保存し、当該記憶媒体を甲に提供します。

5. 前項の作業内容にもとづきて、乙は富士ソフト社が作成する検証用アップグレードメディアを用いて、甲が別途指定する検証用クライアント PC1 台に対し、アップグレードを実施するものとします。

6. 甲が「追加セットアップサービス」を希望する場合、乙は、マスターPC に対して、追加のセットアップを実施するものとします。この場合、乙は富士ソフト社へ移行の可否確認を行うものとします。

7. 乙が前 5 項の作業が完了したとき、甲はすみやかに内容を確認し、受領証または作業完了を証する書面を乙に交付するものとし、受領証または作業完了を証する書面の交付により、本サービスは完了するものとします。

8. 本サービスは、富士ソフト社が提供するユーザーガイドの手順に従い実施するものとし、マスターPC および検証用クライアント PC に搭載されている OS ならびにソフトウェアは、富士ソフト社所定のサポート要件に準じるものとします。

9. 本サービスは、甲と富士ソフト社間で「らくらくアップグレード for Windows」に関する契約が締結されていることを提供条件とします。

10. 本サービスの実施に起因して発生したデータ等の滅失、毀損その他の損害等について、乙はいかなる責任も負わないものとします。

11. 乙は、本サービスが注文書記載の完了希望日までに完了できない事由が生じた場合、すみやかに甲に対し通知し、その扱いについて別途協議するものとします。

12. 本サービス完了後、甲は、注文書記載の支払条件にもとづき乙に本サービスの料金を支払うものとします。乙が、本サービスを着手したにもかかわらず、乙の責によらず本サービスを完了できなかった場合でも、甲は乙に対して本サービスの料金を支払うものとします。

13. 本サービスの実施にあたり甲が乙の責に帰すべき事由を原因として現実に発生した損害の賠償を求めるすべての場合において、乙は、本サービスの対価を上限とする通常かつ直接の損害についての責任のみを負うものとします。

以上